

神奈川県有機農業推進計画

令和5年5月

神奈川県環境農政局農水産部農業振興課

目次

1 趣旨	1
2 計画の位置づけなど	2
3 これまでの取組みと課題	2
4 有機農業の推進施策	5
5 有機農業の推進目標	7
6 関係機関などと連携した有機農業の推進体制の整備	8

1 趣旨

有機農業は、農業の自然循環機能を増大させるとともに、環境負荷の低減につながるものであり、近年、生物多様性保全や地球温暖化防止にも高い効果を示すことが明らかになっています。そのため、環境に調和する農業を推進することで都市農業を持続的に発展させ、県民の健康で豊かな生活の確保を目指している本県においても有機農業を着実に推進していく必要があります。

県では「神奈川県有機農業推進計画」（平成21年4月策定）を平成30年4月に改定し、本県における有機農業に適用可能な技術の開発、有機農業者の取組みへの支援、有機農業への就農支援などの取組みを進めてきました。

国は、「有機農業の推進に関する法律」を平成18年に制定し、SDGsなど世界的に産業の持続可能性を高める動きなどが盛んとなっている中で、令和2年4月には法に基づき「有機農業の推進に関する基本的な方針」が新たに公表され、有機農業に関する基本理念及び有機農業を推進するための施策の基本的な方向性が示されました。さらに、令和3年5月には「みどりの食料システム戦略」を公表し、令和4年7月にはその関連法を施行し、2030年（令和12年）及び2050年（令和32年）までの有機農業の取組面積の目標が示されるなど、有機農業の推進やカーボンニュートラルなど環境負荷を低減した持続可能な農業の実現を目指すとしています。

また、近年、肥料などの農業資材価格が高騰していることから、化学農薬や化学肥料に頼らない栽培方法への転換が求められています。

このような中で、県では、令和5年3月に「かながわ農業活性化指針」を改定し、有機農業を含む環境保全型農業を着実に推進することとしています。

一方で、有機農業の取組拡大には、技術や経営力の向上、販路の拡大、消費者の認知向上、農地の集積などの課題を抱えています。

このような社会的背景の変化に対応するため、前回の改定から5年を経過している「神奈川県有機農業推進計画」を改定し、本県の有機農業の現状及びこれまでの取組みを踏まえ、今後おおむね5年間の本県の推進施策と目標を定めます。

SDGsは、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

有機農業は生物多様性保全や地球温暖化防止などに高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大はSDGsの達成に貢献するものです。

有機農業とSDGsの関係は次のとおりです。

 <p>2 飢餓をゼロに</p>	持続可能な農業システムは持続可能な食料生産を促進する	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	化学農薬・化学肥料の使用削減による水質汚染防止などが人々の健康や福祉につながる
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	化学物質の水路への流出防止につながる	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	有機食品の購入が持続可能な食料生産への貢献につながる
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	適切な土壌管理が気候変動の抑制につながる	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	生態系の維持・生物多様性に貢献できる

※農林水産省「有機農業をめぐる事情」（令和2年9月）をもとに作成

2 計画の位置付けなど

(1) 計画の位置付け

ア 「有機農業の推進に関する法律」第7条第1項に基づいて都道府県が策定する有機農業推進計画とします。

イ 「神奈川県都市農業推進条例」に基づいて策定する「かながわ農業活性化指針」（令和5年3月改定）を補完するための計画とします。

ウ 令和5年3月に策定した「神奈川県環境負荷低減農業推進計画」の有機農業に関する部分を示す計画とします。

エ 市町村及び農業者団体などの関係機関が、各地域で有機農業を推進する際の参考となるものとします。

(2) 計画の期間

計画の期間は、令和5年4月からおおむね5年間とします。

3 これまでの取組みと課題

(1) 新たに有機農業に取り組もうとする者への支援

ア 主な取組み

- ・かながわ農業アカデミーにおいて、有機農業による新規就農を目指す者に対する就農情報の提供や研修受入先の紹介を行うとともに、学生に対し、有機農業に関する講義を実施しました。
- ・かながわ農業アカデミーにおいて、有機農業団体や先進的な有機農業者との連携を強化し、研修生の受け入れを行いました。また、農業技術センターにおいて就農後の栽培技術などを支援しました。

- ・国の支援策を活用し、有機農業による新規就農を目指す研修生及び新規就農した有機農業者に対し、就農準備資金及び経営開始資金の交付を行いました。

イ 実績

- ・平成30年から令和3年において、49名が新たに有機農業を開始しました。

ウ 課題

- ・就農を促進し、定着を図るには、研修などの技術習得の機会を充実させるとともに、技術的・経営的に支援する必要があります。

(2) 有機農業者などの取組支援

ア 主な取組み

- ・市町村と連携して、国の「環境保全型農業直接支払交付金」の活用促進を図りました。
- ・有機農業者などを対象に、先進的な有機農業者のほ場見学会や研修会などを開催しました。
- ・農業技術センターでは、新規就農した有機農業者を対象に巡回指導などを行い、経営体ごとの技術的・経営的な問題点を把握し課題解決を支援しました。
- ・農地中間管理事業により、有機農業に取り組もうとする者に対し、しばらく耕作されていない農地をあっせんしました。

イ 実績

- ・「環境保全型農業直接支払交付金」は9市町で活用（令和3年度）されました。
- ・ほ場見学会や研修会などによって技術の普及を図るとともに、巡回指導などによって新規就農した有機農業者に栽培技術などを支援しました。
- ・一部地域において、団体や先進的な有機農業者を中心に地域的な取組みが活発になってきています。
- ・農地中間管理事業により農地をあっせんすることで有機農業の取組面積が拡大しました。

ウ 課題

- ・市町村と連携して「環境保全型農業直接支払交付金」の活用を促進する必要があります。
- ・今後も有機農業を目指す新規就農が見込まれることから、引き続き栽培技術などを支援する必要があります。
- ・農地が分散している有機農業者が多く、作業効率の低下や周囲の農業者との調整が生じることから、経営の安定化のために、有機農業者に対し、農地中間管理事業などによる農地集積を行う必要があります。
- ・団体や先進的な有機農業者を中心とした、地域ぐるみの取組みなどをさらに進めて経営の安定や販路の拡大を図っていく必要があります。

(3) 有機農業者の生産物の販路の拡大と消費者理解の促進

ア 主な取組み

- ・食育に関するイベントなどでの県内の有機農産物などのPRや県ホームページで有機農業者を紹介しました。
- ・県内有機農産物の販路を拡大するため、マッチング商談会への参加を呼びかけ、商談の機会を提供しました。

イ 実績

- ・県主催の食育フェスタにおいて有機農業者が出展し、消費者に有機農業をPRしました。
- ・県ホームページにおいて、17名の有機農業者を紹介しました（平成30年度及び令和元年度）。
- ・県マッチング商談会において有機農業者が出展し、販売業者などとの商談に結び付きました。
- ・一部地域の団体において、共同物流による効率化の検討など地域ぐるみの取組みが活発になってきています。

ウ 課題

- ・引き続きイベントなどで有機農業のPRや県ホームページで有機農業者を周知する必要があります。
- ・販売業者などとの取引で有機JAS認証を求められる場合があり、認証取得を目指す農業者を支援する必要があります。
- ・地域内流通の効率化などに地域ぐるみで取り組む必要があります。

(4) 有機農業に関する技術開発と普及の促進

ア 主な取組み

- ・農業技術センターにおいて、有機農業にも適用可能な技術の開発や展示ほの設置による技術導入を図りました。
- ・国の研修などにより農業技術センターの普及指導員の資質向上を図り、普及指導活動を行いました。

イ 実績

- ・農業技術センターにおいて、化学農薬を削減する防除技術として緑肥によるセンチュウ防除技術などの技術開発を行いました。
- ・開発した技術を普及するために、農業技術センターにおいて、LEDを利用した害虫防除技術や緑肥作物利用時の施肥技術などの展示ほを設置し、技術導入を図りました。
- ・農業技術センターが先進的な有機農業者と連携して、土づくりの「見える化」に取り組み、生産安定のために栽培技術などを支援しました。

ウ 課題

- ・本県の気象や土壌条件に即した病虫害防除・土づくりに関する技術の開

発を継続するとともに、農作業の省力化、軽労化を目的としたスマート技術を開発・普及する必要があります。

- ・国、県、民間などが開発した技術を実証・普及する必要があります。

4 有機農業の推進施策

新たに有機農業に取り組もうとする者には、周辺農業との調和を保ちながら就農・定着できるように栽培技術などを支援するとともに、すでに有機農業を実践している者に対し、経営発展に向けた経営改善などを支援します。

また、大消費地に近い都市農業で、顔が見える農業に取り組むことができ、様々な方法で販売できるという本県ならではのメリットを生かせるように、消費者の有機農業に対する理解を深め、県内の有機農業により生産される農産物を入手できるよう、販路拡大と消費者理解の促進に努めます。

なお、有機農業の生産から消費までの一貫した取組みは、地域ぐるみで推進することが効果的なことから、市町村など各地域単位での取組みを、技術支援や国の事業の活用により支援します。

(1) 新たに有機農業に取り組もうとする者への支援

ア 有機農業による新規就農を目指す者への支援

- ・有機農業による新規就農を目指す研修生の研修先を確保するため、研修生を受け入れている先進的な有機農業者などを、就農に向けて必要な技術や経営手法を習得できる研修機関として認定します。
- ・かながわ農業アカデミーの就農支援ワンストップサービスにより就農相談や研修受入先の紹介などを行い、有機農業による新規就農を目指す者を支援します。
- ・かながわ農業アカデミーにおいて有機農業の実践的な講義を行います。
- ・有機農業による新規就農を目指す研修生に対し、就農準備資金を交付します。
- ・有機農業による新規就農のうち新たに参入を目指す者に対し、農地中間管理事業などによる農地のあっせんを推進します。
- ・有機農業に関する必要な知識・技術を習得するための研修会や先進的な有機農業者のほ場見学会を開催し、栽培技術や販売方法などを学ぶ機会を提供します。

イ 新規就農した有機農業者などの定着促進

- ・農業技術センターの普及指導員が、新規就農した有機農業者を対象に巡回指導などを行い、経営体ごとの技術的な問題点の把握及び課題解決を支援します。
- ・新規就農した有機農業者または就農後に有機農業を目指す農業者に対し、経営開始資金の交付や経営発展のための機械・施設などの導入費用を支援するとともに、農業技術センター、農業協同組合、市町村などから構

成される経営開始資金受給者を対象としたサポートチームが定着に向けて支援します。

- ・慣行農業から有機農業への転換を目指す農業者を対象に、農業技術センターにおいて栽培技術などを支援します。

(2) 有機農業者などの取組支援

ア 経営安定及び法人化に向けた支援

- ・国、市町村と連携し、環境保全型農業直接支払交付金の一層の活用を図ります。
- ・雇用の拡大などにより経営向上を目指す有機農業者に対し、経営管理やマーケティングなどを学ぶかながわ農業版MBA研修の受講を働きかけるとともに、労働力の確保に寄与する農福連携の情報提供により支援します。
- ・中小企業診断士や税理士などの専門家派遣の活用により法人化に向けて支援します。
- ・農地の規模拡大を目指す有機農業者に対し、農地中間管理事業などによる農地集積を推進します。
- ・有機農業の推進に係る国の支援事業について情報提供するとともに、有効活用に向けたアドバイスを行います。

イ 技術や情報の取得に向けた支援

- ・有機農業に関する必要な知識・技術を習得するための研修会や先進的な有機農業者のほ場見学会を開催し、栽培技術や販売方法などを学ぶ機会を提供します。（再掲）
- ・有機農業者の意見交換会を開催し、情報共有と仲間づくりを支援します。
- ・県ホームページに有機農業者の紹介や事例、研修会の実施状況を掲載するなど内容を拡充し、有機農業のメリットや成功事例の情報を得やすくします。
- ・農業技術センターにおいて先進的な有機農業者及び先進県から栽培技術や普及指導手法などに関する情報を収集し、有機農業者への指導に活用します。また、病害虫の発生に関する情報を提供します。

(3) 有機農業者の生産物の販路拡大と消費者理解の促進

ア 販路拡大への支援

- ・有機農業者の生産物の流通・販路拡大を図るため、マッチングイベントなどの場の設定やマッチングサイトなどの情報を提供します。
- ・有機JAS認証の取得意向のある有機農業者に対し、国による認証取得費用の支援の活用を促します。

イ 消費者理解の促進

- ・県ホームページに有機農業者の紹介や事例、研修会の実施状況を掲載するなど内容を拡充し、有機農業のメリットや成功事例の情報を得やすく

します。(再掲)

- ・消費者と交流できるイベントなどを活用して有機農業者と消費者の相互理解を促進します。

(4) 有機農業に関する技術開発と普及の促進

ア 技術の開発・実証

- ・農業技術センターにおいて、主要作物を対象に、個別の環境保全型農業技術を組み合わせた有機栽培体系を確立するための実証と経営評価を行います。
- ・農業技術センターにおいて、有機農業の生産性向上に役立てるため、スマート技術を活用した生産技術の開発と実証を行います。

イ 技術の普及の促進

- ・農業技術センターの普及指導員を国などが実施する研修に派遣し、有機農業の指導に関する資質向上を図ります。
- ・国、県、民間などが開発した技術について、農業技術センターの普及指導員による有機農業者への巡回指導や展示ほなどにより普及を図ります。

(5) 地域ぐるみの取組みに対する支援

ア 地域的な取組みへの発展支援

- ・「環境保全型農業直接支払交付金」の活用や地域の先進的な有機農業者を中心とした取組みをきっかけに、経営の安定化や生産及び販路の拡大を図るため、国の支援策を活用して地域的な取組みに発展するよう支援します。

イ 国の支援策の活用支援

- ・国、市町村と連携し、環境保全型農業直接支払交付金の一層の活用を図ります。(再掲)
- ・「みどりの食料システム」関連対策を活用し、市町村などが行う有機農業の生産から消費までの一貫した取組みを支援します。
- ・みどりの食料システム法に基づく県基本計画で定める特定区域内における特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定及び有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の認可に向けて支援します。

5 有機農業の推進目標

有機農業は、農業の自然循環機能を増大させるとともに、環境負荷の低減などにもつながることから、本県においても有機農業を着実に推進していく必要があります。

また、本計画の上位計画である「かながわ農業活性化指針」においても、有機農業を含む環境保全型農業を着実に推進するよう位置付けています。

そのため、本計画においても、新たに有機農業者数及び取組面積について、

上記4の推進施策の効果を見込みつつ、令和10年に向けた目標値を設定することとします。

項目	現状 (R4年 3月)	目標						
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
有機農業者数 (人)	274	284	294	304	314	324	334	344
有機農業取組 面積 (ha)	200	205	210	216	222	228	234	240

6 関係機関などと連携した有機農業の推進体制の整備

有機農業関係団体、消費者団体、農業協同組合などで構成する「神奈川県有機農業推進会議」を開催し、有機農業者などの意見を聴取し、神奈川県有機農業推進計画の着実な推進に努めます。

また、4の施策の円滑な実施及び5の目標値の達成に向けて、市町村や関係機関との連携体制を構築します。

関係機関など	連携の目的
市町村及び農業協同組合	地域農業との調和を図りながら「みどりの食料システム」関連対策の活用などの地域ぐるみの取組みを促進
農地中間管理機構、農業委員会	農地集積や農地のあっせんの推進
消費者団体	消費者の理解促進に係る助言や要望の聴取
地域の先進的な有機農業者及び有機農業者が組織する農業者団体	先行事例の横展開や研修生の受け入れ及び地域ぐるみの取組みの促進